

# 手術死 2審も医師無罪

## 東京女子 別の医師ミス示唆 医大事件

東京女子医大病院(東京都新宿区)で2001年、心臓手術中に人工心肺装置の操作を誤り、平柳明香さん(当時12歳)を死亡させたとして、業務上過失致死罪に問われた同病院元循環器小児外科助手・佐藤一樹被告(45)の控訴審判決が27日、東京高裁であった。中山隆夫裁判長は、1審・東京地裁判決と同様に無罪を言い渡したが、死亡の原因については、佐藤被告とは別の執刀医のミスを示唆するなど、1審とは異なる判断を示した。検察、地裁、高裁がほぼ一貫して示唆するところとなり、医療事故を刑事司法の世界で裁くことの難しさを改めて印象づける結果となった。(解説スペシャル13面)

佐藤被告は01年3月、明香さんの手術の際、同装置の吸引ポンプを高回転にした過失により回路のフィルターを水滴で詰まらせ、血液がうまく抜き取れない「脱血不良」状態を招き、脳障害で明香さんを死亡させたとして、起訴された。

05年11月の1審判決は、フィルターが目詰まりという装置の不具合が原因で脱血不良となったとした上で、目詰まりについて「当時の医療水準では危険性を通りフィルターが目詰まり

予測できなかった」として無罪を言い渡したため、検察側が控訴していた。

この日の判決は、「佐藤被告とは別の執刀医が血管に挿入した管の位置が悪かったことで、脱血不良が続き、致命的な脳障害を招いた」と1審とは異なる原因を認定。「人工心肺装置の問題が原因になったとは言えない」と佐藤被告の責任を否定した。

### 「医療チームの過誤は事実」

判決後、東京・霞が関の司法記者クラブで記者会見した佐藤一樹被告は、無罪の主張をすべて認めていた。裁判所としては、どついう原因で亡くなったのかを、必ず知らせなければならぬと考えたのだと思ふ」と、静かに話した。

この日の法廷で、中山隆夫裁判長は、「手術チームによる過誤で明香さんが亡くなったことは事実で、正面から受け止めてほしい」と述べた。この点について

佐藤被告は「自分も子ども(明香さん)と同じ病気だったので、ご家族の気持ちがよく分かる。私もチーム医療の一員であったというのを重く受け止めて、今後は学会などで、再発防止に向けた発言をしていきたい」と話した。

一方、明香さんの両親も会見し、父の平柳明さん(58)は「今日まで非常に良かった。1審と2審で結果が違い、改めて医療過誤を刑事で立件するのは難しいと思います」と沈んだ声

で話した。ただ、中山裁判長の言葉については、「私たちが本当に言いたかったこと。あの言葉で十分だったと思ふ」と話した。

女子医大小児心臓手術事故  
控訴審判決  
2009年3月28日 読売新聞